

26/02/18 GTIN WG (検討WG #3)

令和7年度産業関係調査等事業
(消費財サプライチェーンにおける商品情報授受に関する共通コード運用等の検討事業)

アジェンダ

- 「別冊：GTIN運用に関する事項」の報告
 - 構成と位置づけ
 - 記載方針・ポイント
 - 本文
- 補足：GTIN未満の識別について

本別冊は、ルール側WGで作成している「商品情報の授受に関するガイドライン（仮称）」の中に、「別冊：GTIN運用に関する事項」として記載される。

<商品情報の授受に関するガイドライン(仮)>

1. 趣旨
2. 範囲
3. 定義
4. 5つの原則と対応
5. 規定
6. その他の事項

別紙 1：基本項目

別紙 2：業界固有項目

別表 3：画像仕様

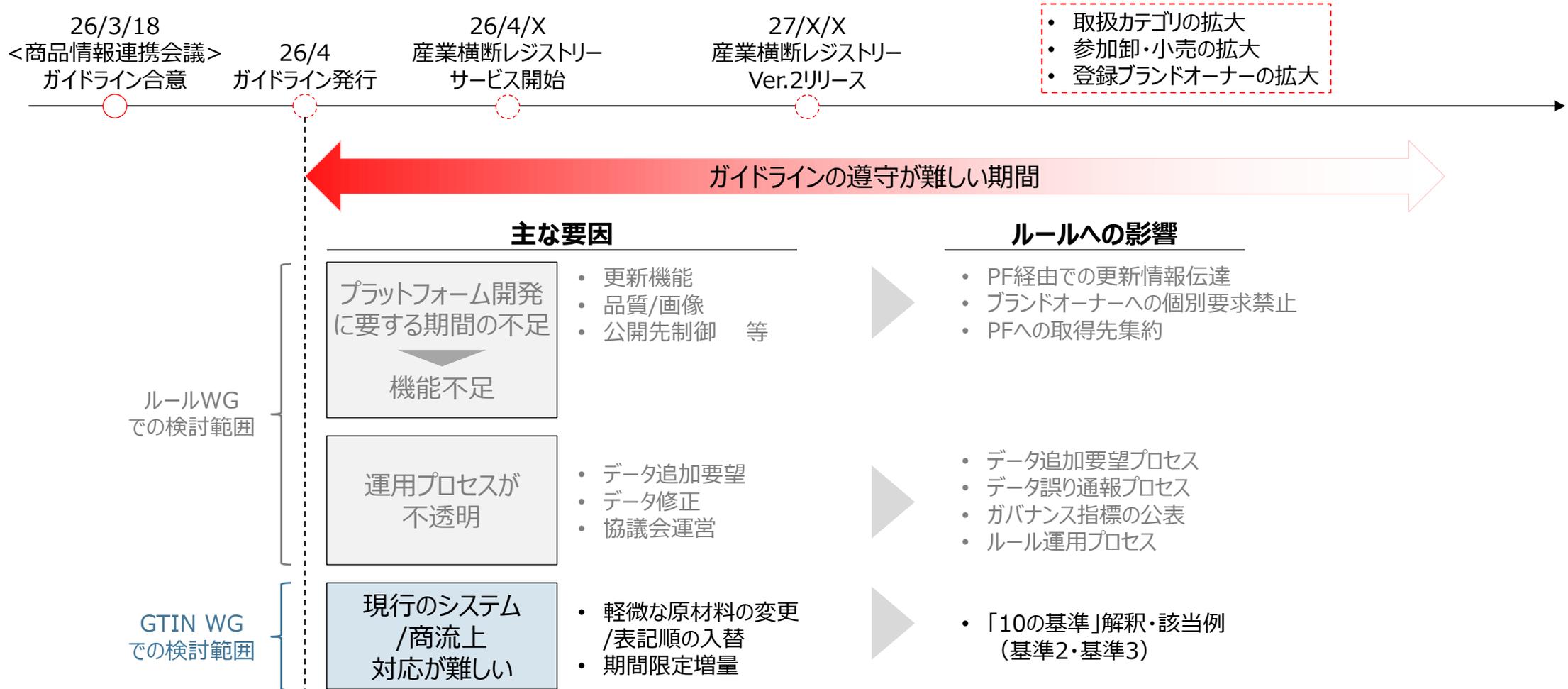
別冊：GTIN運用に関する事項

<別冊：GTIN運用に関する事項>

1. GTIN運用に関する基本的な考え方
 - 1.1 GTIN運用における前提
 - 1.2 GTIN登録を妨げる商慣習への対応について
 - 1.3 参考事例
 - 1.4 ブランドオーナー・卸売/小売事業者で必要となる業務例
2. 「10の基準」における解釈・該当例
3. 本別冊に関する今後の運用

補足 | ガイドライン全体の位置づけ

別冊を含むガイドラインは第3回商品情報連携会議における合意、発出を想定しているが、全ての規約を即座に履行することは困難であると認識しており、段階的にTobe像の実現が図られると想定している。



補足 | ガイドライン全体の位置づけ

「商品情報の授受に関するガイドライン」で、業務プロセスは段階的に変更されることが「1. 趣旨」に、実際の業務運用においてガイドラインとの整合性に課題が出ることを想定し、事業者間議論にて対応が決定されることが「6. その他事項」に記載される。

【商品情報の授受に関するガイドライン 1. 趣旨（抜粋）】

本ガイドラインは、消費財サプライチェーンに関わる製配販の事業者が、商品情報の授受を円滑に実施するために遵守すべき一般的な事項について策定したものである。

商品情報の登録者・利用者、商品情報プラットフォーム運営事業者はそれぞれ、本ガイドラインに掲げる諸事項に取り組むことを通じて、消費財サプライチェーンの効率化・適正化及び生産性向上を図るものとする。

一方で、商品情報プラットフォームに携わる事業者が本ガイドラインを遵守することに加えて、消費財サプライチェーンに関わる製配販の全ての事業者がこの趣旨を尊重し、業務プロセスを段階的に見直す努力を求める。

【商品情報の授受に関するガイドライン 6. その他事項（抜粋）】

・本ガイドラインの運用において、課題又は改善の必要性が認識された場合には、当該事項は広く関係者に共有され、商品情報プラットフォームに携わる製造事業者、卸売事業者及び小売事業者等の関係者間で議論されるものとする。

本別冊における今後の運用については、3章にも記載（後述）

記載方針・ポイント：1.1～1.4（GTIN運用、及びそれに係る商慣習の適正化について）

GTINの適正な運用を妨げうる取引慣行として新商品登録料や納入価格等の交渉、返品を求める事例を挙げ、これらの行為が独禁法に該当する可能性がある旨を示し、GTINの適切な運用を求める。

GTIN運用に関する基本的な考え方記載方針（1.1～1.4部分）

- 商品情報を一意に識別する基盤となるGTIN(JAN/ITF)は、GS1 Japanが発行する「GTIN設定ガイドライン（10の基準）」に従い運用される。
- 一方で、小売・卸の事業者が、ブランドオーナーによるGTINの新規設定に伴い不適切な取引条件を課すケースが確認されており、これらがGTINの適正な運用を妨げる要因となっている。
- 参考事例として挙げられる、
GTINの正しい運用を妨げる不適切な取引慣行を踏まえ、適正な運用が求められる。
- **なお、これらの不適切な商取引は、独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に該当する可能性がある。**

適切な運用を行う場合に必要となりうる
業務の変更点については、1.4で整理

“GTINの正しい運用を妨げる、不適切な取引慣行”

①GTIN変更に伴う不利益な取引条件の要求

- ✓ 小売事業者や卸売り事業者のシステムへ新たなGTINに対応する商品情報を登録することに伴い、費用負担を求める
- ✓ 従来よりも低い価格での納入を求める
- ✓ ブランドオーナーの販売促進に直接寄与しない催事や、売り場の改装、広告等のための協賛金等を要請し、これを負担させる

②GTIN変更に伴う返品対応

- ✓ 仕様変更前の既存商品の返品を要求した

本章では、商品識別コード（GTIN）に関する定義や、基本的な運用ルール、本別冊の目的について記載。

ガイドライン本文

1. GTIN運用に関する基本的な考え方

1.1 GTIN運用における前提

Global Trade Item Number（以下GTIN）は、商品・サービスに対して設定するGS1標準の商品識別コードであり、その設定ルールは、（一財）流通システム開発センターが発行する「GTIN設定ガイドライン」に規定される。

ブランドオーナーは、「GTIN設定ガイドライン」に基づき適切にGTINを運用することを基本とし、既存の商品に変更を加える場合又は新商品を発売する場合は、「GTIN設定ガイドライン」及び同ガイドライン内の「10の基準」に準拠してGTINの設定を行う。

本別冊は、「商品情報の授受に関するガイドライン（仮）」が規定する商品情報プラットフォームの円滑な活用を支えるため、GTINの適正な設定・管理およびその運用に関わる商慣習の適正化に関する事項を補足するものである。また、商品情報プラットフォームに携わる事業者へ適切なGTINの運用や健全な商慣習の実施を求めらるものである。さらに、商品情報プラットフォームを利用しない事業者であっても、不適切なGTINの運用や商慣習を容認するものではない。

共通コード→GTINに表記統一
在り方→基本的な考え方に表記変更

GTINの定義、及びあるべき運用ルール
について記載

本別冊の目的を記載

別冊の目的を、
PFの円滑な活用に向けた「環境整備」
→「GTIN運用及びその運用に関わる
商慣習の適正化」へ表記を具体化

他、以下のような細かな表記を変更
✓ 本ガイドライン→本別冊
✓ 者→事業者
✓ 遵守→実施

本章では、GTINの新規設定に起因し不適切な取引条件を課すケースがある旨に触れ、それらが独禁法上の優越的地位の濫用に当たる可能性があることを記載。

ガイドライン本文

1.2 GTIN登録を妨げる商慣習への対応について

1.1に示したように、既存の商品に変更を加える場合又は新商品を発売する場合は、「GTIN設定ガイドライン」及び「10の基準」に準拠したGTINの設定が求められる。一方で、新商品に該当するか否かは本来ブランドオーナーが判断すべき事項であるにもかかわらず、**新しいGTINが設定**されたことを理由として、小売事業者や卸売事業者がそれを新商品として捉え、**不適切な取引条件を課す事例が確認**されており、こうした状況がGTINの適正な運用を妨げる要因となっている。

本別冊では、一部に見られるこうした取引慣行を参考事例として提示する。**GTIN**の適正な運用を実現するためには、これらの慣行是正に向けた適切な対応が求められる。

なお、これらの条件が一方的に設定される場合には、独占禁止法（**私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）**）上の「**優越的地位の濫用（※）**」に該当する可能性がある点にも留意が必要である。

（※）優越的地位の濫用は、独占禁止法が禁止する「**不公正な取引方法**」の一つであり、取引上の地位が相手方に優越している一方の当事者が、取引の相手方に対し、その地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える行為は、**優越的地位の濫用**として、独占禁止法で禁止されている。

○優越的地位について

取引の一方の当事者（甲）が他方の当事者（乙）に対し取引上優越した地位にある場合とは、乙にとって甲との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障をきたすため、甲が乙にとって著しく不利益な要請等を行っても、乙がこれを受け入れざるを得ないような場合であり、その判断に当たっては、甲に対する取引依存度、甲の市場における地位、乙にとっての取引先変更の可能性、その他乙が甲と取引することの必要性を示す具体的事実から、総合的に考慮される。

細かな日本語の表現/誤りを更新

優越的地位の濫用に当たる可能性がある旨に言及

本章では、「不適切な取引条件」の具体例について記載。

ガイドライン本文

1.3 参考事例

①GTIN変更に伴う不利益な取引条件の要求

既存商品の仕様変更に伴い、ブランドオーナーが、「GTIN設定ガイドライン」に基づいて新たなGTINを設定したところ、小売事業者又は卸売事業者から従来取引されていた商品と同様に扱われず「新商品扱い」とされることで不利益な取引条件を一方的に要求された。

● 不適切な事例

- ・小売事業者や卸売事業者が、自社のシステムへ新たなGTINに対応する商品情報を登録することに伴う費用負担を、合理的な理由が無いにもかかわらず強要する。
- ・新たにGTINを設定した商品について、設定前と同等の商品であるにもかかわらず、合理的な必要性を示さずに、従来よりも低い価格での納入を求める。
- ・新たにGTINを設定した商品の仕入に伴い、取引の相手方の販売促進に直接寄与しない催事、売り場の改装、広告等のための協賛金等を要請し、これを負担させる。

②GTIN変更に伴う返品対応

既存商品の仕様変更に伴い、ブランドオーナーが「GTIN設定ガイドライン」に基づいて新たなGTINを設定したところ、小売事業者又は卸売事業者から従来取引されていた商品と同様に扱われず「新商品扱い」とされることで仕様変更前の商品がブランドオーナーや卸売事業者に一方的に返品される対応が取られた。

● 不適切な事例

- ・新たなGTINの設定を契機として、ブランドオーナーの責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、小売事業者又は卸売事業者が仕様変更前の商品を返品した。

昨年度の調査で「GTINを新規に設定できない理由」として挙げられていた下記を、①②に整理し参考事例として記載

マスタ登録料の請求

各種取引条件の交渉
(半値導入/協賛金等)

①

旧GTIN商品の返品

②

細かな日本語の表現を更新

本文：1.4（商慣習に関するルール）

本章では適切な運用を行う場合に必要となりうる業務の変更点について記載。

ガイドライン本文

1.4 ブランドオーナー・卸売/小売事業者で必要となる業務例
 本別冊で規定するGTINの運用に際し、ブランドオーナー及び卸売/小売事業者において必要となる業務の例を別紙A及びBに掲げる。

別表→別紙へ表記変更
 それ以外は草案から変更なし

別紙A | ブランドオーナーで必要になる業務例

別紙A ブランドオーナーで必要になる業務例							
~出荷30日前		~出荷30~12週間前		~出荷12~0週間(商品情報PF登録は6週間まで)		出荷後	
1. 仕様変更の決定		2. 商品規格書の改訂		3. 社内マスタ登録		4. 資材手配	
GTINを維持	<ul style="list-style-type: none"> 仕様変更を決定 GTINの新規設定要否を確認し、維持と判断 得意先へ予告 	<ul style="list-style-type: none"> 成分やサイズ等規格書の記載値を変更 パッケージ上表示案の作成・校了 	<ul style="list-style-type: none"> 社内用コードを発番し、社内マスタへ情報を登録・更新 	<ul style="list-style-type: none"> 包装/資材の校了との手配 	<ul style="list-style-type: none"> 商品情報PFへ商品情報を登録・更新 取引先へ更新内容を連絡(商品情報PF利用時は自動的に更新を通知) 	<ul style="list-style-type: none"> 新仕様品の生産開始 	<ul style="list-style-type: none"> 新仕様品の出荷
	<ul style="list-style-type: none"> 仕様変更を決定 GTINの新規設定要否を確認し、新規設定と判断 得意先へ予告 						

凡例： ✓ 必要な業務の例 ✓ GTINを新規設定することで新たに必要な業務の例

別紙B | 卸売/小売事業者で必要になる業務例

別紙B 卸売/小売事業者で必要になる業務例						
~発売12~0週間(商品情報PF上の情報は6週間までに連携される)			~発売0週間前			
1. 仕様変更の連絡受領・確認		2. 商品マスタの更新	3. 物流設定の更新 (外寸等に影響がある場合)	4. 周知・注意点の共有	5. 媒体/EC掲載情報の差替	6. 受入・陳列・出荷
GTINを維持	<ul style="list-style-type: none"> 仕様変更・変更内容について、ブランドオーナー側からの連絡を受領 	<ul style="list-style-type: none"> 仕様変更の内容を社内マスタに反映 	<ul style="list-style-type: none"> 物流システム上の寸法/重量情報を更新 	<ul style="list-style-type: none"> 店舗/取引先へ仕様変更(プライスカード・陳列指示書等含む)を周知・共有 有効開始日ベースで棚割システムを更新 	<ul style="list-style-type: none"> 媒体(カタログ/チラシ)やECに掲載した情報を、仕様変更の内容に併せ差替 	<ul style="list-style-type: none"> 新仕様品を受入・棚入 必要に応じ、商品や棚札を入替
	<ul style="list-style-type: none"> 仕様変更の内容、及び新たなGTIN(JAN/ITF)を社内マスタに反映 旧/新仕様の関係を登録(紐づけ等) 	<ul style="list-style-type: none"> 新仕様品を受入・棚入(主に卸においては、誤出荷防止のため、旧仕様品とロケーションを分けて受入) 必要に応じ、商品や棚札を入替 				

凡例： ✓ 必要な業務の例 ✓ GTINを新規設定することで新たに必要な業務の例

本章では、今年度分科会で収集した疑問点等を踏まえ、「10の基準」についての解釈・該当例を整理。

ガイドライン本文

2 「10の基準」における解釈・該当例

「GTIN設定ガイドライン」の「10の基準」については、国内の取引実態において解釈やその運用に一定のばらつきが生じ得ることを踏まえ、国内の商取引の慣習及び課題に即した解釈と該当例を整理し、その内容を別紙Cに掲げる。なお、記載の解釈・該当例は、今後の協議や運用実態の変化に応じて見直される可能性がある。

3 本別冊に関する今後の運用

本別冊で規定する運用、及び「10の基準」に関する解釈・該当例については、商流・物流・情報流の変化や新たな取引課題の発生に柔軟に対応するため、消費財サプライチェーンに関わる製配販の事業者を含む、商品情報授受に携わる事業者間で継続的に協議を行い、必要に応じて定期的な見直しや修正を行う。

「10の基準」の基準2に関して、多くのご質問をいただいた加工食品の義務表示で求められる成分および機能の該当項目は、参考表1の通り整理

本別冊に記載の解釈・該当例は暫定版(=今後改訂される)であることを踏まえ、その旨を追記

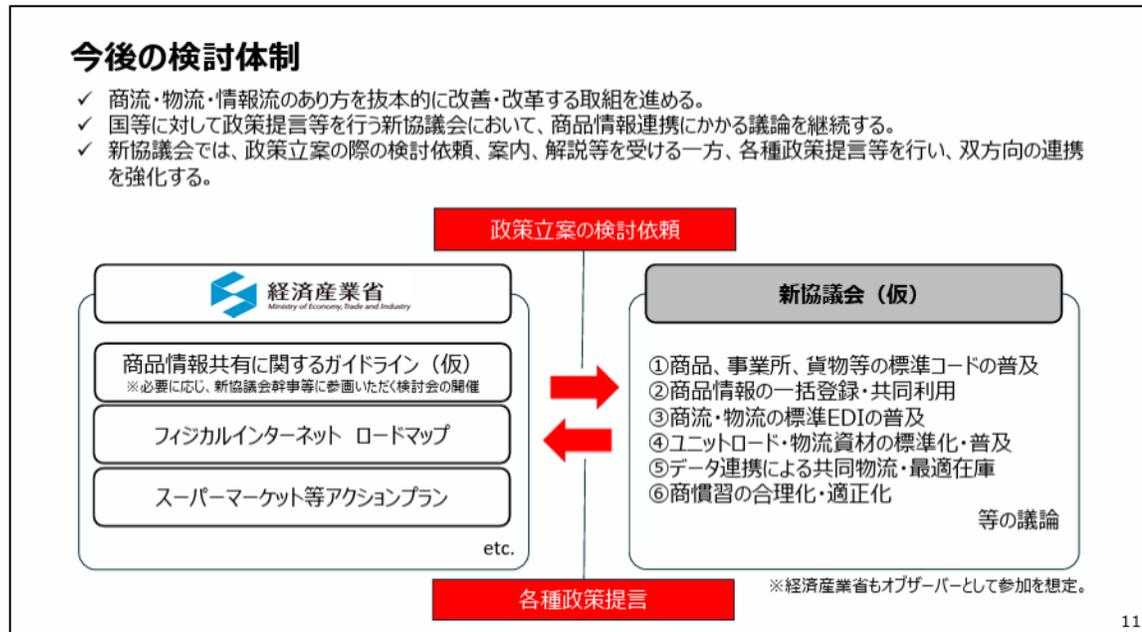
ルール側ガイドラインと同様に、新協議会についての記載を削除
※次頁参照

補足 | 新協議会について

第2回商品情報連携会議において言及のあった通り、次年度検討体制の準備は進められているが、“新協議会”は経産省の管理する組織団体ではないことから、ガイドラインにおいて“新協議会”に関する規定は記載しない方針とする。

第2回商品情報連携会議

【資料3】これまでの議論と今後の進め方（経済産業省）.pdf



第2回商品情報連携会議

【資料4】商品情報の授受に関するガイドライン素案（抜粋）

5. 1. 4 協議会への規定

- ・協議会は、消費財サプライチェーンに携わる製配販の各事業者が、商品情報授受を円滑かつ効率的に行うことを目的とし、商品情報授受ルールの策定及び本ガイドラインの改訂に関する提言を行う。
- ・協議会は、XXXXXをもって構成する。
- ・協議会は、商品情報プラットフォーム機能の実現方式に関する具体的検討を商品情報プラットフォーム運営事業者と共同で行い、技術的・運用的観点から改善提案を行うものとする。
- ・協議会は、商品情報プラットフォームの利用者拡大に向けた普及啓発活動を企画・実施し、業界全体のデータ活用促進を図る。
- ・協議会は、協調領域に属すると見込まれる新たな共通項目について、合理的な追加基準及び評価プロセスを定める。必要性及び有用性が確認された場合には、商品情報プラットフォーム運営事業者に対し正式導入に向けた働きかけを行うものとする。

ガイドラインから記載を削除する

「GTIN設定ガイドライン」に従った結果、GTINが変更とならない仕様変更が存在する。GS1グローバルではCPVを用いてそれらの細かな識別・管理を行う方法が推奨されているが、国内での導入是非や方法については次年度以降に継続検討を行う必要がある。

「GTIN設定ガイドライン」に従い
JAN/ITFを新規に設定する必要がある商品の仕様変更例

- ① 消費者や取引相手が、その変更された商品や新しい商品を、以前の商品や現在の商品と区別したいと考える。
 - ② 消費者や取引相手に対して、規制や責任開示の要件がある。
 - ③ サプライチェーンに影響がある重要な変更がある
-
- ✓ 原材料/アレルギー/成分の変更
 - ✓ 内容量の変更（「個」表記等を除く）
 - ✓ 20%以上の外寸/総重量の変更
 - ✓ 認証の変更

⋮

「GTIN設定ガイドライン」に従い
JAN/ITFを新規に設定する必要がない商品の仕様変更例

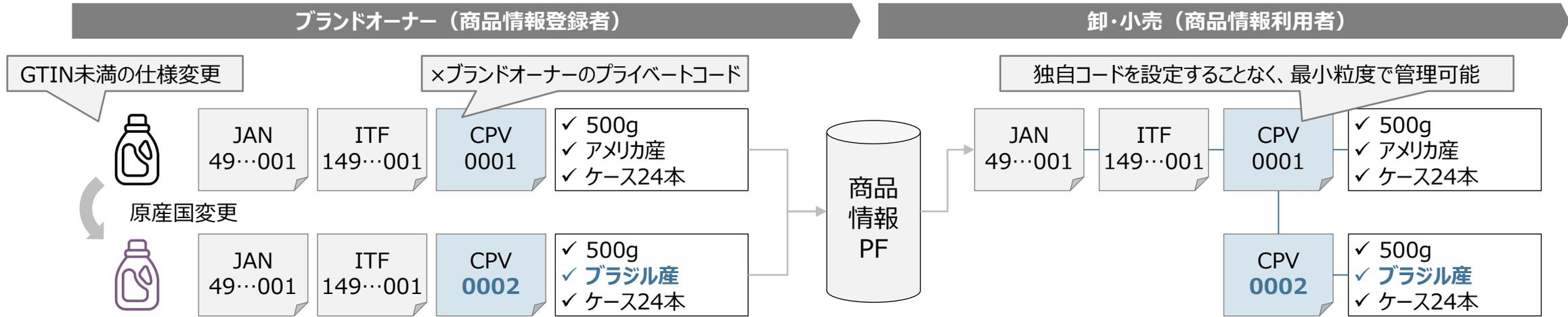
- ✓ 製造地/原産地（原料原産地含む）の変更
- ✓ 表示の変更を伴わない微細な成分の変更
- ✓ 販促やイベントを伴うものでない、あるいはサプライチェーン上のハンドリングを必要としない包装の変更
- ✓ 20%未満の外寸/総重量の変更

⋮



**GTINの新規設定に及ばない仕様変更について、GS1グローバルではCPVを用いて識別・管理を行うことが推奨されている
⇒国内での導入是非や具体的な方法については、次年度以降で継続的に検討（次頁参照）**

GTIN未満の識別に関して、詳細な運用方法・ルールを定める上で想定する残論点は以下の通り。



■ CPVの設定・運用ルール

- GTIN未満の細かな識別が必要か
- どのような仕様変更で、CPVの設定を行うか
- 軽微な原材料変更・プロモーション等、グローバルと国内運用が異なる例において、CPVのみの設定を認める運用を許容するか

■ CPVのフォーマット

- どのようなフォーマットでCPVを設定するか（桁数・英数字等）

■ システム・データの構造と利用方法

- 商品情報PFでの管理方法はどうか（GTINに併せCPVもキーにする等）
- 利用者側はCPVをどのように利活用するか（利用に当たり必要なマスタの改修等）
- 物流・販売現場での識別は必要か
必要な場合は、どのように識別するか

次年度以降に継続検討する残論点